



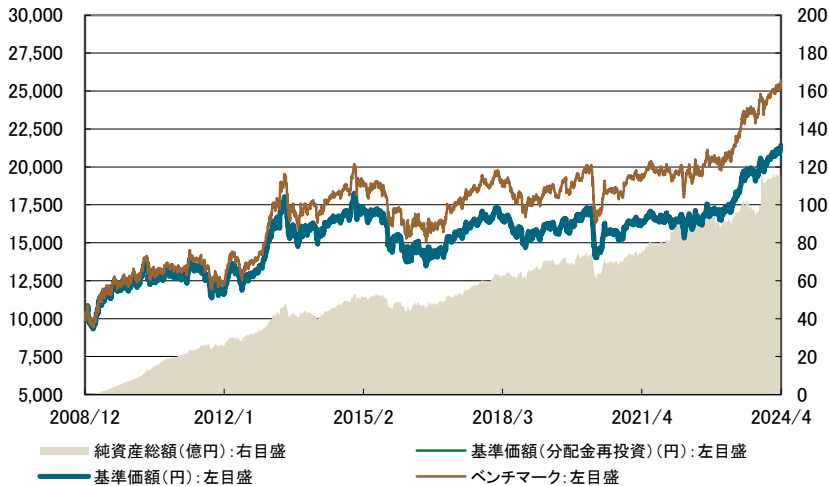
# SMT 新興国債券インデックス・オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日 : 2008年12月15日

作成基準日 : 2024年4月30日

## 基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ※ ベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円換算ベース)です。当初設定日を10,000として指数化しています。

## 基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	21,426 円	+ 421 円
純資産総額	116.06 億円	+ 0.55 億円

## 期間別騰落率

	ファンド	ベンチマーク	差
1か月	2.00%	1.82%	0.18%
3か月	4.28%	4.49%	-0.21%
6か月	10.00%	9.61%	0.39%
1年	19.58%	19.89%	-0.31%
3年	29.63%	31.15%	-1.52%
設定来	114.50%	157.07%	-42.58%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドとは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 20 円

決算期	2022年11月	2023年5月	2023年11月
分配金	0 円	0 円	0 円

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### <本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。



# SMT 新興国債券インデックス・オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日 : 2008年12月15日

作成基準日 : 2024年4月30日

## 資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。債券評価額には経過利子を含めています。

### 資産内容

債券	97.95%
債券先物取引	0.00%
短期金融資産等	2.05%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

### 特性値

直接利回り	5.36 %
最終利回り	6.60 %
残存年数	7.38 年
修正デュレーション	4.96
銘柄数	277

※ 修正デュレーションとは債券価格の金利変動に対する感応度(変動率)を表しており、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※ 利回り(税引前)は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

### 組入上位10カ国・地域

	国・地域	比率
1	中国	10.12%
2	マレーシア	9.95%
3	ブラジル	9.83%
4	インドネシア	9.66%
5	メキシコ	9.66%
6	タイ	9.55%
7	南アフリカ	8.55%
8	ポーランド	7.83%
9	チェコ	6.42%
10	コロンビア	4.79%

※ 対純資産総額比です。

### 組入上位10通貨

	通貨	比率
1	オフショア人民元	10.12%
2	マレーシア・リンギット	9.95%
3	ブラジル・リアル	9.83%
4	インドネシア・ルピア	9.66%
5	メキシコ・ペソ	9.66%
6	タイ・バーツ	9.55%
7	南アフリカ・ランド	8.55%
8	ポーランド・ズロチ	7.83%
9	チェコ・コルナ	6.42%
10	コロンビア・ペソ	4.79%

※ 対純資産総額比です。

## 市場動向

新興国通貨は、対円で総じて上昇しました。米国で景気や物価の底堅さを示す経済指標が続き、米国の利下げ観測が大幅に後退したことを受け、新興国における利下げの先送りや政策金利の高止まりが意識されたことなどから、新興国通貨は対円で総じて上昇しました。また、日銀が金融政策決定会合で金融政策を現状維持としたほか、総裁から会見で、足元の円安は基調的な物価上昇率に大きな影響を与えていないとの認識が示されたことを受けて、日銀による緩和的な金融政策の継続が意識されたことも、対円で新興国通貨の上昇を後押ししました。

新興国債券利回りは、概ね上昇しました。米国の利下げ観測が大幅に後退し、新興国における利下げの先送りや政策金利の高止まりが意識されたことなどから利回りは概ね上昇しました。一方、小幅ながら消費者物価の伸びが市場予想を下回った南アフリカの利回りは低下しました。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



# SMT 新興国債券インデックス・オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日 : 2008年12月15日

作成基準日 : 2024年4月30日



## ファンドの特色

1. 新興国の現地通貨建て債券を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。
2. JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様にご帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

### 【為替変動リスク】

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

### 【金利変動リスク】

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

### 【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

### 【カントリーリスク】

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

### 【流動性リスク】

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 《その他の留意点》

- ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。ただし、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



## SMT 新興国債券インデックス・オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日 : 2008年12月15日

作成基準日 : 2024年4月30日

### お申込みメモ

- 購入単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入価額 … 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
- 換金単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金価額 … 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
- 換金代金 … 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- 申込締切時間 … 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
- 購入・換金 … 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。  
申込受付不可日  
ニューヨークの取引所の休業日  
ロンドンの取引所の休業日  
ニューヨークの銀行の休業日  
ロンドンの銀行の休業日
- 換金制限 … ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入・換金申込受付中止及び取消し … 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
- 信託期間 … 無期限(2008年12月15日設定)
- 繰上償還 … 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。  
・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合  
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合  
・やむを得ない事情が発生した場合
- 決算日 … 毎年5月、11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 収益分配 … 年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
- 課税関係 … 課税上は株式投資信託として取り扱われます。  
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。  
ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

### ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

#### ■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.3%(税抜3.0%)を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

#### ■ 運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して**年率0.66%(税抜0.6%)**

#### ■ その他の費用・手数料

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。





# SMT 新興国債券インデックス・オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日 : 2008年12月15日

作成基準日 : 2024年4月30日

## 委託会社・その他の関係法人の概要

- 委託会社** 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号  
 加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
 ホームページ : <https://www.smtam.jp/>  
 フリーダイヤル : 0120-668001 受付時間 9:00~17:00 [土日・祝日等は除く]
- 受託会社** 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

**SMTAM投信関連情報サービス**  
 お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。  
※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。  
 ※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ[SMTAM投信関連情報サービス利用規約]をご確認ください。

## 販売会社

商号等	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
京都北都信用金庫 ※2	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号			
株式会社きらぼし銀行 ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
しずおか焼津信用金庫 ※2	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号			
須賀川信用金庫 ※2	登録金融機関	東北財務局長(登金)第38号			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○		
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○		
西尾信用金庫 ※2	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号	○		
播州信用金庫 ※2	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第76号	○		
福岡ひびき信用金庫 ※2	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○		
株式会社三井住友銀行 ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行 ※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



# SMT 新興国債券インデックス・オープン

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日 : 2008年12月15日

作成基準日 : 2024年4月30日

## 販売会社

商号等	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○		○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
野村證券株式会社 ※3	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

※1 ネット専用のお取り扱いとなります。

※2 取次販売会社です。

※3 換金のための受付となります。

- ・お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- ・販売会社は今後変更となる場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。